

気候変動政策と環境経営の関係性

—ハードローとソフトローが日本企業に与える影響の分析—

Relationship between Climate Change Policy and Environmental Management

-Analysis of the Impact of Hard Law and Soft Law on Japanese Companies-

横浜国立大学経営学部 専任講師・博士（経営学）石田 満恵

Yokohama National University, College of Business Administration, Lecturer, Ph.D
in (Business Administration), Mitsue Ishida

横浜国立大学経営学部 准教授・博士（経営学）曹 勁

Yokohama National University, College of Business Administration, Associate prof
essor, Ph.D in (Business Administration), Jin Cao

要旨

本稿では、気候変動政策が、日本企業の環境経営に与える影響について考察することを目的として、日本企業の環境経営と気候変動政策の現状と課題の把握を行った。気候変動政策をソフトローとハードローに分類した上で、日本企業の環境経営に与える影響について考察を行った結果、ソフトローからハードローへ発展と同期を取る形で、日本企業のTCFD及びSBT参加・認定取得数も増加の傾向が見出された。

Abstract

In this paper, with the aim of considering the impact of climate change policies on the environmental management of Japanese companies, we attempted to understand the current status and challenges of environmental management and climate change policies of Japanese companies. After classifying climate change policies into soft law and hard law, we examined the impact on the environmental management of Japanese companies, the number of Japanese companies participating in TCFD or SBT has also increased in line with the development from soft law to hard law.

キーワード：気候変動政策、環境経営、TCFD、ソフトロー、SBT

1. 研究目的

本稿の目的は、気候変動政策が、日本企業の環境経営に与える影響について考察することである。具体的には、気候変動政策をソフトローとハードローに分類した上で、日本企業のTCFD、SBT(Science-based

targets)、RE100(注1)への参加数(注2)推移の分析を行いながら、気候変動政策と日本企業の環境経営の関係性について、特徴を見出す。

本研究目的を設定した背景としては、TCFDに賛同を示す企業・機関数は年々増加

の傾向にあり、2023年2月14日現在、全世界において5,005、日本では最多となる1,211の企業・機関が、TCFDに賛同を示している（経済産業省、URL）一方、ドイツの環境NGO ジャーマン・ウォッチ（GermanWatch）のBurck et al. (2022)によると、世界各国の温暖化対策を比較評価する、Climate Change Performance Index（CCPI）2023年版において、日本は前回より5ランク下がり、50位という結果が示された点に対し、問題意識を抱いたためである。CCPIは、GHG排出量、再生可能エネルギー、エネルギー利用、気候政策の4分野への取り組みを各5段階でスコア評価しているが、今回、日本の気候政策に関するスコアは55位と特に低く、総合ランキングを押し下げる形となった。中国は総合ランキング51位、米国は52位と、日本よりも低い位置付けであるが、気候政策のスコアはそれぞれ15位、10位と、日本と比較してかなり高い順位である。また、EUは、総合ランキング19位、そして、気候政策のスコアは7位となっている。

石田・曹（2023）では、この問題意識を踏まえ、政府の規制や公共政策、並びに、企業の環境経営に対する取り組みの現状と課題を把握するため、日本、米国、欧州、中国における政府規制や公共政策が、気候変動に対する企業の経営戦略に与える影響について比較分析を行った。各国政府の規制や公共政策の変遷と、TCFD、SBT、RE100への各国企業の参加数の推移を時系列でまとめ、考察を行った結果、日本、米国、欧州、中国において、気候変動政策が企業の環境経営に与える影響の度合いが、異なる点を導出するに至った。

例として、欧州及び米国企業は、SBT設立時から認定取得数が顕著な伸びを見せており、その背景として、欧州では先進的な気候変動政策の影響が、米国ではパリ協定脱退時においても、気候変動問題に対し、企業及び自治体が主体的に取り組みを行った影響が主要要因であることが示唆される。

日本企業も、SBTやTCFDへ参加するケースが増えているが、グローバルガバナンスや政府規制、公共政策等、何が参加数増加の促進要因となっているのか、その解明は途に就いたばかりと言える。気候変動問題が、世界中で大きな混乱を引き起こし、人的、経済的に甚大な被害をもたらす中、日本企業の環境経営に対する取り組み、及び、それを取り巻く政策の現状と課題を把握することの意義は深い。そこで、本稿では、先述の目的を設定し、気候変動政策と環境経営の関係性について、日本企業にフォーカスを当て、考察を行っていくこととする。

本稿は、本節も含めて七節から構成される。第二節では、気候変動政策と企業、及び、ハードローとソフトローの関係性に関する先行研究のレビューを行い、研究の動向と取り組むべき課題を明確にする。第三節では、研究方法と分析フレームワークを示し、第四節では、気候変動政策に関する国内外の動向について整理する。続く第五節では、日本企業のTCFD、SBT、RE100への参加の現状を分析し、第六節では、第五節までに見出した内容について考察を行い、第七節で本稿の結びを表す。

2. 先行研究のレビュー

本節では、気候変動政策と企業、及び、ハードローとソフトローの関係性に関する先

行研究のレビューを行い、その動向と課題を把握する。

2.1. 気候変動政策と企業に関する先行研究

気候変動に関する政策立案・実行の段階において、複数の多様なステークホルダーとの連携が重要であるという指摘が、先行研究において見られる（清水、2018：Gerges et al.、2023）。この多様なステークホルダーが連携するにあたり、双方向コミュニケーションの場を持ち、必要とされる情報を共有し合いながら、対話を進めるステークホルダー・エンゲージメントの重要性が益々高まっている（河野等、2013）。

また、企業の気候変動問題に対する取り組みを促進する外部要因としては、SDGsの存在やTCFD提言の公表、そして、投資家の関心の高まりによる影響が大きいことが指摘されている（板津、2018：後藤・鷺地、2022：Lopez-Manuel et al.、2023）。これらの影響も後押しする中、TCFDに賛同を示す企業・機関数は年々増加の傾向にあり、グローバルレベルでその関心の高さが窺われる。

しかし、TCFDへの賛同や、気候変動に関する情報開示を行うだけでは、必ずしも企業が気候変動問題に対して高いコミットメントを持って対処していると断定することはできない。そのため、産業革命以降の気温上昇を2°C未満（もしくは1.5度未満）に抑えることを定めた、2015年のパリ協定の「2°C目標」に向けて、科学的根拠に基づいた削減目標を設定することを推進しているSBT（外務省、2018、URL）や、企業が自社事業の使用電力を、100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す、国際的なイニシアテ

ィブであるRE100（環境省、「環境省 RE100の取り組み」）に参加して、その活動内容を開示することによって、自社のカーボンニュートラルに向けた活動のコミットメントの高さを示す必要があるといった見解も見られる（日本経営倫理学会編著、2023）。

このように、TCFDに賛同を示す企業は増加の傾向にあるものの、それだけでは企業が気候変動問題に対して高いコミットメントを持っているとは限定できないため、企業活動に深く紐付く、一歩進んだイニシアティブへの参加が、企業には求められているのである。

2.2. ハードローとソフトローの関係性に関する先行研究

近年、気候変動に関するハードロー、及び、ソフトローが数多く策定されたことにより、企業に対し、気候変動対策に関する情報の開示が促され、その開示内容が拡充されつつある（田中、2017）。ソフトローとは、「裁判所等の国家機関によるエンフォースメント（注3）が保証されていないにもかかわらず、企業や私人の行動を事実上拘束している規範」（藤田・中山、2008、p. 3）である。ハードローは、法的拘束力があり、裁判所で履行が義務付けられる社会的規範であるのに対し、ソフトローは法的な拘束力がない社会的規範であるため、企業にとって自主的な取り組みと位置付けられる（佐藤、2005）。

ソフトローの特徴として、「改変が容易、つまり可変性があり、多様性や柔軟性があるということ」（遠藤、2012、p. 146）が挙げられる。ソフトローに該当する規範としては、OECD 多国籍企業ガイドライン（田中、

2017) や、TCFD 提言等 (日経 BP、2019)、多種多様なものが存在すると言われている。また、国際的な場面でソフトローを捉えた場合、国際機関によってソフトローが策定された後、日本の場合には、それがハードローとなることが通例とされている (神田、2013)。

藤田・中山 (2008) は、ソフトローを研究する上で、ハードローも含めて考える必要があるとし、表 1 の通り、規範の四分類を

表している。カテゴリ 1 については、「国家以外が形成した規範であって、国家がエンフォースすることが予定されていない規範、自発的・自律的な純然たる私的な規範」 (藤田・中山、2008、p. 4) であり、最もソフトローらしい類型と位置付けている (藤田、2013)。そして、典型的なハードローは、カテゴリ 4 の「国家が形成し国家がエンフォースする規範」に分類している。

表 1：規範の四分類

| 形成/エンフォースメント | 国家がエンフォースしない | 国家がエンフォースする |
|--------------|---------------------------|----------------------|
| 国家以外が形成する | カテゴリ 1 社会規範、企業倫理、CSR 等 | カテゴリ 3 会計基準、商慣習法等 |
| 国家が形成する | カテゴリ 2 労務法上の努力義務規定等 | カテゴリ 4 ハードロー |

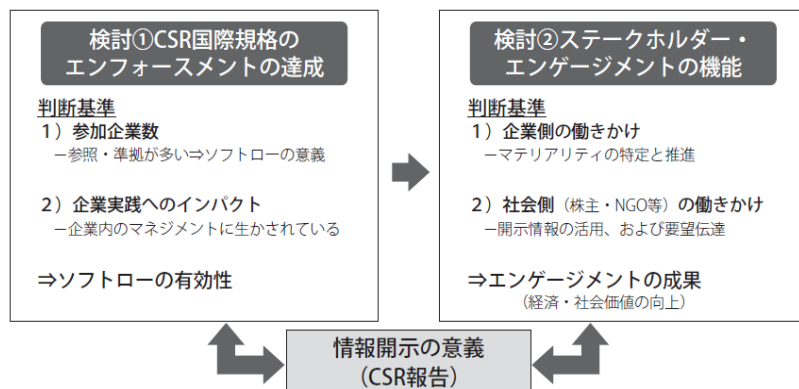
出典：藤田・中山 (2008) p. 5

細田 (2020) は、①行動規範型ソフトロー：CSV (Creating Shared Value)、CSR (Corporate Social Responsibility)、SDGs (Sustainable Development Goals) 等、共有主体の範囲が広く規範内容が詳細ではないタイプ、②行動規定型ソフトロー：FRP 船リサイクルシステム、使用済み自動車リサイクル・イニシアティブ等、共有範囲が異業種関連主体で規範内容がある程度詳細なタイプ、③詳細行動規定型ソフトロー：鉄鋼スラグ協会の鉄鋼スラグ製品の管理に関するガイドライン等、共有範囲が限定的で規範内容が詳細なタイプというように、ソフトローを 3 類型で表している。そして、②の使用済み自動車リサイクル・イニシアティブは、その後、ソフトローからハードローという道筋をたどり、自動車リサイクル法

に発展したと指摘している。

田中 (2017) は、ソフトローが情報開示を促す機能に注目し、OECD 多国籍企業ガイドラインや、GRI ガイドラインといった、ソフトローと位置付けられている国際規格の有効性を分析するため、図 1 のフレームワークを表している。本フレームワークは、CSR 国際規格のエンフォースメントの観点、また、情報開示を巡る企業とステークホルダー間のエンゲージメントの作用の観点といった 2 つの観点に基づき構築されており、そのソフトローが数多くの企業に利用されているか、また、企業の経営実践の中で活用されているかといった点を分析し、ソフトローのエンフォースメントの達成度合いを評価している。

図 1：CSR 国際規格の有効性に関する分析フレームワーク



出典：田中（2017） p. 104

3. 研究方法と対象

先行研究のレビューを通じ、TCFD 提言に従い情報開示するだけでは、企業が気候変動問題に対して高いコミットメントを持っているとは限らないことから、一部の企業は、SBT や RE100 の認定を取得し、気候変動問題に対する自社の活動のコミットメントの高さを示しているとする指摘が確認された。そして、近年、気候変動関連のハードロー、及び、ソフトローが数多く策定されており、特に、ソフトローには多種多様なものが存在するといった点も見出された。さらに、ソフトローのエンフォースメントの達成度合いを評価する上で、ソフトローへの参加企業数や、企業内マネジメントへのインパクトが判断基準となるという指摘も見られた。

そこで、本稿では、TCFD と併せて、自社のカーボンニュートラルに向けた活動のコミットメントの高さを示すとされている、SBT と RE100 への日本企業の参加数を時系列で集計し、SDGs 等のソフトローや、気候変動適応法等のハードローの変遷によって、

その参加数に何らかの影響が見られるか分析を行い、気候変動政策が企業の環境経営に与える影響について考察する。

対象期間としては、RE100 が開始された 2014 年以降、2023 年 3 月末現在と定める。同期間の日本企業の TCFD、SBT、RE100 の参加数を時系列で集計し、また、国内外の気候変動政策をハードローとソフトローに分類して、参加数の推移について分析を行いながら、気候変動政策と日本企業の環境経営間の関係性について、特徴を見出すこととする。

気候変動政策を、法的拘束力があるハードローと、法的な拘束力がない社会的規範であり、企業にとって自主的な取り組みと位置付けられるソフトローに分類し、それぞれ<H>、<S>とマークして表わす。

規範の四分類（藤田・中山、2008）に基づき分類を行う場合、日本のスチュワードシップ・コードに関しては、金融庁が策定しているが、国家がエンフォースしない、ということでカテゴリ 2 に分類されると考える。日本のコーポレートガバナンス・コードに

関しては、法的拘束力がないソフトローと位置付けられる傾向にあるが、有価証券上場規程に組み込まれているため、上場企業は自動的にコーポレートガバナンス・コードに従う仕組みになっており、ソフトローとハードローの要素が混在している。この

4. 国内外の気候変動政策動向

次に、石田・曹（2023）を踏まえながら、国内外の気候変動政策の動向を整理する。本節では、RE100 が設立された、2014 年以降、2023 年現在までの期間における動向を中心に整理を行う。

4.1. 気候変動政策の国際動向

2006 年、当時の国連事務総長 Kofi Atta Annan により、機関投資家に対して、ESG（環境・社会・ガバナンス）の要素を投資プロセスに組み入れる責任投資原則（Principles for Responsible Investment：PRI）が提唱されたことにより、サステナブル投資の概念が全世界に知れ渡るようになっていった（PRI、URL）。

中でも、欧州では、サステナブル投資に対して積極的な動きを見せており、2019 年 3 月には、欧州議会と EU 加盟国の欧州連合理事会によって、サステナブル投資の開示要件に関する新たな規則として、持続可能性に関する情報開示を求める規則

（The Sustainable Finance Disclosure Regulation：SFDR）が設定された。また、2019 年 12 月には、欧州委員会（European Commission：EC）によって EU の新たな成長戦略、欧州グリーンディールが公表された。この戦略の中で、2050 年までに EU の GHG 排出量を実質ゼロにすることを目指

ように、日本のスチュワードシップ・コード、コーポレートガバナンス・コード共に、ソフトローとハードローの要素が混在していることから、これらについては〈H&S〉と表す。

す、気候中立目標が掲げられた。その目標を確実に達成すべく、2021 年 6 月、これを法定化する欧州気候法が提案され、2030 年までに GHG 排出量を 1990 年比で 55%以上削減する目標も併せて、同年 7 月、交付された（European Union、2021）。

また、非財務情報開示の法令として、2014 年には NFRD（Non-Financial Reporting Directive）が交付となり、2021 年には、NFRD の報告要件より幅広い企業を含めた報告指令である、企業持続可能性開示指令案（Corporate Sustainability Reporting Directive：CSRD）を EC が提案、2023 年に発行するに至った（EC、URL）。

グローバル全体の動向としては、リオ宣言が採択された地球サミットから 20 周年目となる 2012 年には、国連持続可能な開発会議（リオ+20）が開催され、環境や社会問題の解決に対する企業の役割にも注目が集まり、マルチ・ステークホルダーで議論が繰り広げられ（外務省、2015、URL）、その流れも一つのきっかけとなり、2015 年 9 月には、全国連加盟国によって、SDGs が採択されるに至った。同年、パリでは COP21 が開催され、世界全体の平均気温の上昇を、産業革命以前より 2°C 高いレベルを下回るものに抑え、1.5°C に抑える努力を追求する目的を掲げた、パリ協定が採択された（United Nation、2016）。また、この年には、民間主

導で TCFD が設立され（経済産業省、2019、URL）、2017 年の TCFD 提言の公表が実現するに至っている。2016 年には、サステナビリティ報告書の新たな基準となる、GRI Standard が発表され、経済・財務面の情報に加えて、社会面や環境面等の非財務情報も掲載した、企業の情報開示の機運が高まる形となった。

米国においては、2022 年 3 月、米国証券取引委員会（the Securities and Exchange Commission: SEC）が、SEC 登録企業に対して、TCFD に沿った気候関連情報を含めてアニュアルレポートを作成するよう、1933 年証券法（Securities Act of 1933）、及び、1934 年の証券取引法（Securities Exchange Act of 1934）といった、米国で長年の間、遵守されてきた証券取引に関する法規制を修正するに至った（U.S. Securities and Exchange Commission、2022）。尚、規則改正は、3 年間の期間において、段階的に導入されるとしている（EY ストラテジー・アンド・コンサルティング、2022、URL）。証券取引に関する法規制が修正されることで、気候変動に関する情報開示は義務化され、それによって、米国企業が優先して取り組む形となった。さらに、2022 年 8 月、気候変動対策に関する米国市場最大の歳出法案となる、インフレ抑制法（Inflation Reduction Act of 2022: IRA）が成立され、2030 年の GHG 排出量を 2005 年比で約 40%減することを目指すことが決定した（The White House、2023）。

以上のように、欧州、米国を中心とし、サステナブル投資に対して政府が積極的な姿勢を取り、TCFD に沿った気候関連情報

の開示を企業に求める動きが、近年、見られるようになった。

4.2. 気候変動政策の国内動向

グローバルの動きに呼応する形で、日本においても、気候変動問題に対して政府や企業を始めとするステークホルダーたちに対し、リーダーシップを発揮することが求められるようになった。2008 年の G8 洞爺湖サミットにおいては、全世界の GHG ガス排出量の少なくとも 50%を 2050 年までに削減する目標を、国連気候変動枠組条約の全締約国と共有し、採択することを求めることで合意に至った（外務省、2008、URL）。

また、2018 年には気候変動適応法、2021 年と 2022 年には、1998 年に制定された地球温暖化対策推進法の一部について改正を行う法律案の閣議決定が行われた。2021 年に行われた地球温暖化対策推進法の一部改正では、GHG を 3,000 トン/年以上排出する事業者に、排出量を自ら算定し、国に報告することを義務付けた（環境省、「脱炭素ポータル」、2022）。

また、菅内閣（当時）にあたっては、2020 年、臨時国会における所信表明、続く 2021 年、米国主催の気候サミットにおいて、2050 年カーボンニュートラルを宣言し、2030 年度には、GHG を 2013 年度から 46%削減、さらに 50%削減を目指していくとする意思表明を行った（首相官邸、2021、URL）。

気候変動対策と同期を取りながら、2014 年には金融庁から、責任ある機関投資家の諸原則として、スチュワードシップ・コードが公表されている。2017 年 5 月に改訂、2020 年 3 月に再改訂しているが、この再改訂は、コーポレートガバナンス改革の実効性の向

上に向けた取り組みの一環であり、ESG 要素を含めたサステナビリティの考慮に基づき、機関投資家との間で、建設的な対話等を通じて、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長を促すことが意図されている（後藤、2020）。

2015年3月には、東京証券取引所と金融庁が共同で、コーポレートガバナンス・コード原案を公表した。その後、上場企業が行うコーポレートガバナンスにおけるガイドラインとして、原案を基とするコーポレートガバナンス・コードが制定され、同6月から全上場企業に適用されている（後藤、2020：日本取引所グループ、2022、URL）。さらに、コーポレートガバナンス改革をより実質的なものへと深化させていくため、2018年には第一回目の改訂、2021年には第二回目の改訂が行われた。第二回目の改訂において、プライム市場上場会社は、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFD、またはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めることが要求されている（日本取引所グループ、2022、URL）。尚、2019年4月には、日本の代表的な企業で構成されている経団連もTCFDに参加し、日本におけるTCFDコンソーシアムの発起人の一人には経団連の会長が加わる形となった（日本経済団体連合会、2019、URL）。

2021年10月に英国で開催されたCOP26では、議長国の英国を中心に複数のイニシアティブが立ち上がった。世界全体のメタン排出量削減を目標とする、米欧の共同イニシアティブ「グローバルメタンプレッジ」、クリーン技術の開発・展開を加速することを目指す、英国のイニシアティブ「グラスゴー・ブレイクスルー」等が発足し、日本もこ

れらイニシアティブに賛同を示している（経済産業省、2022、URL）。

また、2015年9月には、年金積立金管理運用独立行政法人（Government Pension Investment Fund：GPIF）により、PRIへ署名が行われた影響で、日本においてもサステナブル投資への関心が高まっていった。2023年1月31日には、金融庁より、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案が発表され、有価証券報告書等の記載事項の改正内容が示されたが、その主な内容として、サステナビリティに関する考え方や取り組みの記載欄を新設し、ガバナンス及びリスク管理を必須記載事項として記載することを義務付けている点が挙げられる。気候変動対応が重要である場合には、ガバナンスやリスク管理を始めとする枠で開示すべきであるとし、積極的な開示を求めている。尚、本改正に関わる内閣府令は、2023年3月31日以後に終了する事業年度に係る、有価証券報告書等から適用するものと定められている（金融庁、2023、URL）。

以上のように、国際的な動向に後押しされる形で、日本においても、気候変動に対する取り組みが進められ、サステナビリティに関する取り組みを開示することが、企業に義務付けられる運びとなった。

5. 日本企業のTCFD・SBT・RE100参加状況分析

気候変動政策、及び、気候変動問題に対する自社の活動のコミットメントの高さを示すと見なされている（日本経営倫理学会編著、2023）SBT、RE100の認定を取得している日本の企業数の推移を、TCFDの参加数と併せて表2の通り整理する。

表 2：気候変動政策と日本企業の TCFD・SBT・RE100 参加状況の分析（2023 年 3 月末基準）

| 年 | 気候変動政策（国内外） | TCFD | SBT | RE100 |
|-------------|--|------|-----|-------|
| 2014 | 【日本】スチュワードシップ・コード制定<H&S>、【欧州】NFRD 交付 <H> | 0 | 0 | 0 |
| 2015 | 【グローバル】パリ協定採択<S>、SDGs 採択<S> 【日本】コーポレートガバナンス・コード制定<H&S>、GPIF による PRI への署名<S> | 0 | 0 | 0 |
| 2016 | 【グローバル】GRI Standard 発行<S>、【日本】地球温暖化対策計画が閣議決定<S> | 0 | 1 | 0 |
| 2017 | 【グローバル】TCFD 提言の公表<S>、【日本】スチュワードシップ・コード改定<H&S> | 9 | 7 | 3 |
| 2018 | 【日本】気候変動適応法<H>、コーポレートガバナンス・コード改定<H&S> | 34 | 12 | 10 |
| 2019 | 【欧州】SFDR 設定<H>、欧州グリーンディール公表 <S> | 178 | 14 | 17 |
| 2020 | 【日本】スチュワードシップ・コード再改定<H&S>、菅内閣の所信表明におけるカーボンニュートラル宣言 <S>、【欧州】「持続可能な投資の促進のための枠組み」に関する EU 規則発効<H> | 112 | 23 | 16 |
| 2021 | 【グローバル】COP26 開催<S>、【日本】地球温暖化対策推進法改正（7 回目）<H>、米国主催の気候サミットにおける 2050 年カーボンニュートラル宣言 <S>、コーポレートガバナンス・コード再改定<H&S>、【欧州】欧州気候法発効<H> | 340 | 88 | 17 |
| 2022 | 【日本】地球温暖化対策推進法改正（8 回目）<H> 【米国】証券法、証券取引法を修正<H>、インフレ抑制法制定<H> | 515 | 238 | 14 |
| 2023（～3/30） | 【日本】「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正<H>、【欧州】CSRD 発行<H> | 77 | 78 | 1 |
| | 合計 | 1265 | 461 | 78 |

※<H>：ハードロー、<S>：ソフトロー、<H&S>：ハードローとソフトローの要素が混在

出典：石田・曹（2023）を参考に作成

6. 考察

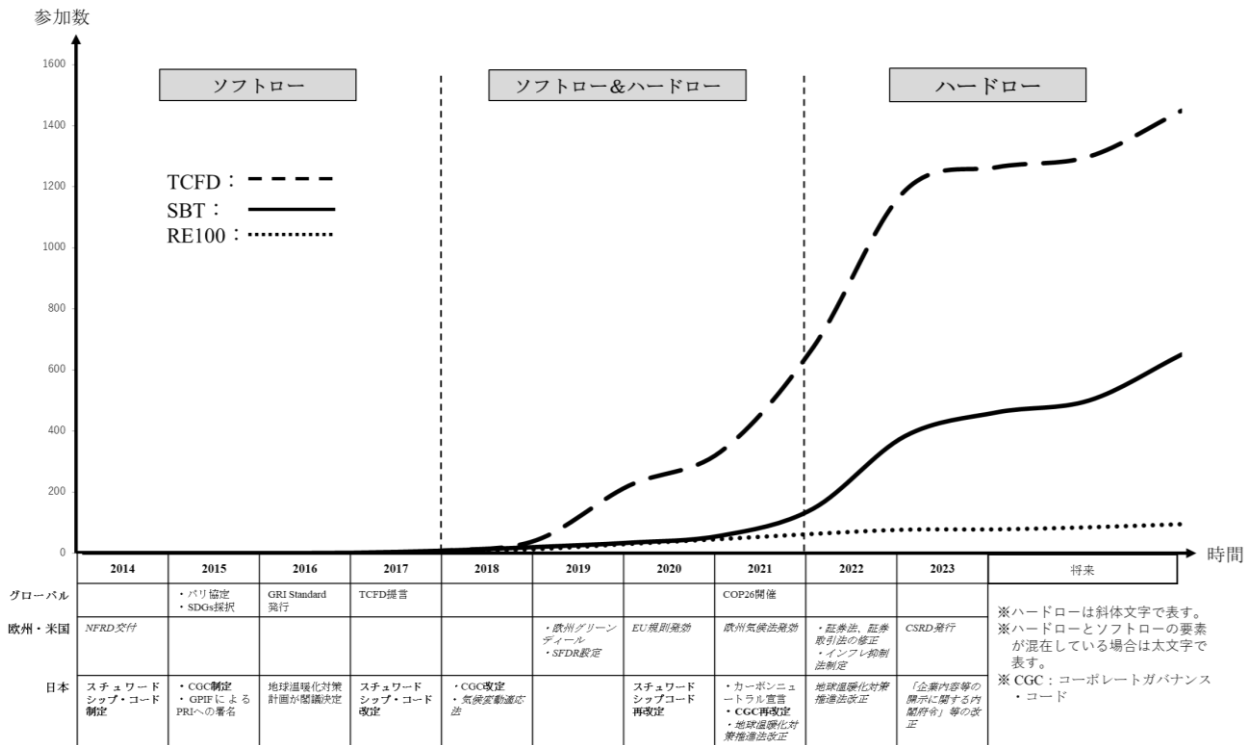
表 2 の通り、2015 年の SBT 設立時の認定取得企業数は 0 社、翌 2016 年も 1 社のみに留まっている。TCFD もまた、2017 年の提言時には 9 社、翌 2018 年も 34 社に留まる形であった。SBT、TCFD 共に増加の傾向に転じたのは、COP26 が開催され、また、当時の菅内閣による、米国主催の気候サミットにおける、2050 年カーボンニュートラルの宣言が行われた 2021 年である。同年、ハードローの観点においても、地球温暖化対策推進法の改正が行われ、特定事業所排出者の GHG 排出量の国への報告義務が課せられるよう

になった節目の年である。

欧州における 2019 年の SFDR、2021 年の CSRD 発行の提案といった、持続可能性に関する情報開示を求める規則の制定や提案も、バリューチェーン上、無視することができないものであり（日本経済団体連合会、2022、URL）、グローバルにビジネスを展開する日本企業にとって、TCFD、及び、SBT への参加を促す一因になっていることが示唆される。

尚、RE100 に関しては、コスト面の理由等から、普及が進んでいない現状も見られる（RE100、2020）。

図2:気候変動に関するハードロー・ソフトローの進展と日本企業のTCFD・SBT・RE100参加数推移



出典：筆者作成

このように、2014年のスチュワードシップ・コード、2015年のコーポレートガバナンス・コードの制定、パリ協定、及び、SDGs採択等、国内外のソフトローの進展の道筋を辿る形で、日本においても、2018年の気候変動適応法や、2021年の地球温暖化対策推進法改正等、気候変動に関するハードローの整備が行われている。こうした背景の下、気候変動対策の取り組みを進める日本企業が、緩やかに増加していった傾向が見られる。

先行研究でも言及されているように、国際機関によってソフトローが策定された後、日本の場合には、それがハードローとなるケースが見られること(神田、2013)、また、

行動規定型ソフトローとして分類されたケースで指摘されていたように(細田、2020)、国内で策定されたソフトローも、ソフトローからハードローという道筋を経て、法制化される様子が窺える。そして、ソフトローからハードローへ発展する段階、いわゆるソフトローとハードローが融合する段階が、日本企業のTCFD、SBT参加数が増加の傾向に転じるターニングポイントになっていると言える。特に、日本においては2023年以降、気候変動に関する法規制の強化の影響で、気候変動対策は企業の環境経営戦略の中核として、その重要性が一層増すことが考えられる。ただし、ソフトローが注目され始めた時期と同じように、サステナビリティ

イ先進企業以外は、様子を見守る姿勢を取り、新たなハードローが導入された当初は、環境経営の展開は、緩やかなものとなることが推測され、今後、ハードロー化の進展と同期を取る形で、TCFD、SBT 参加数も段階的に増加していくことが予想される。すなわち、一定期間を経て、ハードローに対する社会的認知度が高まると、環境経営を強化する日本企業が段階的に増加する傾向が推測される。

この気候変動に関するハードロー・ソフトローの進展と日本企業の TCFD、SBT、及び RE100 参加数の推移を整理し、図 2 の通り表す。尚、日本国内における法制化の影響ももちろんのこと、グローバルでビジネスを展開する企業にとっては、欧米各国で制定されるハードローの影響を受けていることも示唆される。

「政府が問題解決の方向性を強力に示し、目的を持った組織や住民が力を合わせてそれに取り組む」(Mazzucato, 2022、日本語訳、

7. 結び

本稿では、気候変動政策が、日本企業の環境経営に与える影響について考察することを目的として、気候変動政策をソフトローとハードローに分類した上で、日本企業の環境経営との関係性について考察を行った。その結果、ソフトローからハードローへの発展と同期を取る形で、日本企業の環境経営参加が促されていること、すなわちエンフォースメントの達成度合いが高まっていくことが導き出された。一部の指標に基づく分析ではあるが、気候変動政策をソフトローとハードローに分類し、日本企業の環境経営に与える影響について分析を行い、

p. 65) という指摘や、「多排出産業におけるカーボンニュートラルの実現は、一企業の行動や情報開示だけで対応できるものではなく、国家的な対応が必要」(日本経営倫理学会編著、2023、p. 133) という指摘にもある通り、気候変動政策は、ハードロー、ソフトロー共に、企業を始めとするステークホルダーが気候変動問題へ取り組むための道筋を示す、重要な役割を担う存在であると位置付けることができるのである。

TCFD 参加数に対する SBT 認定取得及びコミット数の割合を見た場合、2023 年 3 月 30 日現在、日本は欧州・米国と比較すると少ないという現状からも(日本：36.4%、欧州：217.13%、米国：158.31%)、TCFD への参加表明のみならず、自社のカーボンニュートラルに向けた活動を具現化する取り組みを促す、気候変動政策の在り方が、日本政府には期待される。

特徴を見出したことは、環境経営研究への貢献に資するものと言える。

気候変動のような、地球規模の大きな問題に取り組むにあたっては、SDGs 等のグローバルガバナンスが与える影響は大きい。しかし、グローバルガバナンスの存在だけでは、各国企業の環境経営を発展させるには至らず(石田・曹、2023)、企業の戦略に影響をもたらすような、その国の状況に見合った気候変動政策がソフトロー、ハードロー共に存在・発展していくことが、企業の環境経営を後押しする要因となることが示唆される。特に、欧州・米国は、サステナブル投資に対して政府が積極的な姿勢を取り、

TCFD に沿った気候関連情報の開示を企業に求める動きが活発化している。その国の気候変動対策を活発化させていくためにも、政府や政策の果たす役割に、大きな期待が寄せられるのである (Mazzucato, 2022: 日本経営倫理学会編著、2023: 石田・曹、2023)。

今後の研究課題としては、ソフトローからハードローに発展するとなぜ SBT 等への認定取得企業数が増加するのか、より深い探求が必要とされる点が挙げられる。その一環として、気候変動政策と、企業が気候関連リスクと機会を管理するために用いる目

標の関係性等、今回対象とした指標以外にも用いながら、気候変動政策が企業の環境経営に与える影響について、研究を進める計画である。また、今回は、企業参加数から分析し考察を行ったが、参加理由をさらに分析するためには、企業にアンケートやヒアリング調査を行っていく必要があると考える。尚、気候変動対策については、現在進行形の事案であり、日々急激な変化が繰り返されていることから、今後も継続して調査を積み重ねる必要があるものと認識している (石田・曹、2023)。

◇注釈◇

注1: TCFD、SBT、RE100 の詳細については、石田・曹 (2023) を参照されたい。

注2: SBT・RE100 に関しては、認定取得またはコミット数を持って、参加数と表現する。

注3: 一般に法執行を意味し、法律などを実際に守らせるようにすることを指す (田中、2017)。本稿では、ソフトローによる原則等の実効性の確保を意味するものとして用いる。

◇謝辞◇

本研究は JSPS 科研費 22K13450 の助成を受けたものです。

◇参考文献◇

【英語】

Burck, J., Uhlich, T., Bals, C., Höhne, N., Nascimento, L., Tavares, M., Strietzel, E., (2022), “Climate Change Performance Index 2023”, GermanWatch.

Gerges, F., Assaad, R.H., Nassif, H., Bou-Zeid, E., Boufadel, M.C., (2023), “A perspective on quantifying resilience: Combining community and infrastructure capitals”, *Science of the Total Environment*, vol. 859, issue 1, pp. 1-14.

Lopez-Manuel, L., Vazquez, XH., Sartal, A., (2023), “Firm, industry, and country effects on CO2 emissions levels”, *Business Strategy and the Environment*, pp. 1-12.

Mazzucato, M., (2022), “What Role Should Business Play in Society?”, September 19 2022, The Big Idea Series/100 Years of HBR, 2022 HBS Publishing Corporation, (マリアナ・マツカート (2023) 友納仁子訳「パーパスを通じて公共政策を創造する-企業がこれからの社会で担うべき役割-」『Diamond Harvard Business Review』February 2023, pp. 60-67.

RE100, (2020), “Growing renewable

power: companies seizing leadership opportunities”, RE100 Annual Progress and Insights Report 2020 December 2020. United Nations, (2016), “Report of the Conference of the Parties on its Twenty-First Session, held in Paris from 30 November to 13 December 2015, FCCC/CP/3015/10/Add. 1.”

【日本語】

石田満恵・曹勁 (2023) 「気候変動政策が企業の環境経営に与える影響—日欧米中国企業の国際比較を通じて—」『横浜経営研究』第44巻第2号、pp. 1-22。

板津直孝 (2018) 「機関投資家が注目し始めた気候関連財務情報—ESG 投資拡大に伴い重要性が高まる積極開示」『野村サステナビリティクォーターリー』2018 Summer、pp. 21-35。

遠藤直哉 (2012) 「ソフトローによる社会改革」幻冬舎。

株式会社日経 BP (2019) 『日経 ESG』7月号、株式会社日経 BP。

神田秀樹 (2013) 「市場取引とソフトロー」『ソフトロー研究』第22号、pp. 29-39。

河野正男・八木裕之・千葉貴律 (2013) 『サステナビリティ社会のための生態会計入門』森山書店。

後藤茂之 (2020) 『気候変動リスクへの実務対応：不確実性をインテグレートする経営改革』中央経済社。

後藤茂之・鷲地隆継 (2022) 『気候変動時代の「経営管理」と「開示」』、中央経済社。

佐藤泉 (2005) 「ソフトローとハードローの交錯」『農林金融』2005年11月号、pp. 15-16。

清水美香 (2018) 「ニューヨークのハリケーン “Sandy” の復興事例からみる復興、レジリエンス、公共政策の関係性」『日本災害復興学会論文集』第12巻、pp. 20-29。

田中信弘 (2017) 「ソフトローとしてのCSR 国際規格の有効性に関する分析フレームワーク試論—CDP によるエンフォースメントとエンゲージメントの検討—」日本経営倫理学会誌、第24号、pp. 99-109。

日本経営倫理学会編著 (2023) 『経営倫理入門—サステナビリティ経営をめざして』文真堂。

藤田友敬編、中山信弘編集代表 (2008) 『ソフトローの基礎理論』有斐閣。

藤田友敬 (2013) 「ソフトローの基礎理論」『ソフトロー研究』第22号、pp. 1-14。

【参考 URL】

European Commission, “Corporate sustainability reporting”, <https://finance.ec.europa.eu/capital-markets-union-and-financial-markets/company-reporting-and-auditing/company-reporting/corporate-sustainability-reporting_en>

(アクセス日：2023年7月19日)。

European Union, (2021), Regulation (EU) 2021/1119 of the European Parliament and of the Council of 30 June 2021 establishing the framework for achieving climate neutrality and amending Regulations (EC) No 401/2009 and (EU) 2018/1999, (‘European Climate Law’)” ,

<<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R1119>>

(アクセス日：2023年7月19日)。

EY ストラテジー・アンド・コンサルティ
ング株式会社 (2022) 「米国証券取引委員
会 (SEC) が気候変動開示案を公表」

<https://www.ey.com/ja_jp/audit/audit-insights/ey-audit-sec-2022-05-25> (アクセス日：2023
年3月7日)。

Principles for Responsible Investment
(PRI), “About the PRI”,
<<https://www.unpri.org/pri/about-thepri>> (アクセス日：2023年4月28日)。

U. S. Securities and Exchange
Commission, (2022), “ SEC Proposes
Rules to Enhance and Standardize
Climate-Related Disclosures for
Investors ”, March 21, 2022, <
[https://www.sec.gov/news/press-
release/2022-46](https://www.sec.gov/news/press-release/2022-46)> (アクセス日：2023年
7月19日)。

The White House, (2023), “*Building a
Clean Energy Economy*”, January 2023,
version 2, <
[https://www.whitehouse.gov/wp-
content/uploads/2022/12/Inflation-
Reduction-Act-Guidebook.pdf](https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2022/12/Inflation-Reduction-Act-Guidebook.pdf)> (アクセ
ス日：2023年7月19日)。

一般社団法人 日本経済団体連合会 (2019)
「気候関連財務情報開示タスクフォース
(TCFD) 提言への賛同について」2019年
4月26日
<[https://www.keidanren.or.jp/announc
e/2019/0426.html](https://www.keidanren.or.jp/announcement/2019/0426.html)> (アクセス日：2023年

4月30日)。

一般社団法人 日本経済団体連合会 (2022)
「欧州の企業サステナビリティ報告指令
を踏まえて日本企業が留意すべき事項」

<[https://www.keidanren.or.jp/journal/t
imes/2022/0915_11.html](https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2022/0915_11.html)> (アクセス日：
2023年5月20日)。

外務省 (2008) 「北海道洞爺湖サミットの概
要」

<[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/
summit/toyako08/news/gaiyo0709.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/toyako08/news/gaiyo0709.html)>
(アクセス日：2023年3月4日)。

外務省 (2015) 「持続可能な開発」
<[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/
kankyo/sogo/kaihatsu.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/sogo/kaihatsu.html)>
(アクセス日：2023年2月19日)。

外務省 (2018) 「パリ協定実施のための様々
な主体の取組：民間主導のイニシアティブ」
<[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/
page25_000959.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page25_000959.html)> (アクセス日：2023
年4月19日)。

株式会社日本取引所グループ (2022) 「コー
ポレート・ガバナンス」
<[https://www.jpx.co.jp/equities/listi
ng/cg/index.html](https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/index.html)> (アクセス日：2023年
3月25日)。

環境省 「環境省 RE100 の取り組み」
<[https://www.env.go.jp/earth/re100.h
tml](https://www.env.go.jp/earth/re100.html)> (アクセス日：2022年11月4日)。

環境省 (2022) 「脱炭素ポータル：地球温暖
化対策推進法について」2022年5月19日
<[https://ondankataisaku.env.go.jp/ca
rbon_neutral/topics/20220519-topic-
24.html](https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/topics/20220519-topic-24.html)> (アクセス日：2023年5月19
日)。

金融庁 (2023) 「企業内容等の開示に関する

内閣府令」等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」2023年1月31日
<<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230131/20230131.html>> (アクセス日:2023年5月20日)。

経済産業省「TCFD賛同企業・機関一覧」
<https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/tcfdsupporters.html> (アクセス日:2023年2月17日)。

経済産業省(2019)「企業の環境活動を金融を通じてうながす新たな取り組み「TCFD」とは？」2019年9月3日、
<<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/tcf.html>> (アクセス日:2023年4月19日)。

経済産業省(2022)「あらためて振り返る、「COP26」(後編)～交渉ポイントと日本が果たした役割」2022年3月11日
<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/cop26_02.html>
(アクセス日:2023年5月4日)。

首相官邸(2021)「地球温暖化対策推進本部」(令和3年4月22日)
<https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/actions/202104/22ondanka.html> (アクセス日:2023年5月15日)。

細田衛士(2020)「循環経済における自主的取り組み【ソフトロー】の役割(その2)」2020/6/19、
<<https://ieei.or.jp/2020/06/opinion200619/>>(アクセス日:2023年5月18日)。